

返戻金制度

株式会社 TOP OF（以下「乙」という。）が紹介した求職者が、求人企業（以下「甲」という。）へ入社した後、求職者本人の都合による退職、または求職者の責に帰すべき事由による解雇となった場合、乙は甲に対し、甲から受領した人材紹介手数料について、下表の割合に応じて返還するものとする。

入社後の経過期間	返還割合
1 か月以内	100%
1 か月超～3 か月以内	80%
3 か月超～6 か月以内	50%

返戻金の対象となる事由

- ✓ 求職者本人の意思による退職
- ✓ 求職者の責に帰すべき事由による解雇

返戻金の対象外となる事由

- × 企業都合による解雇
- × 企業都合による退職勧奨
- × 労働条件の変更等、企業側の事情に起因する退職
- × 天災地変その他やむを得ない事情による退職

返戻金の支払方法

返戻金は、甲から乙へ支払われた人材紹介手数料を上限として算定し、退職又は解雇の事実確認後、甲乙協議のうえ速やかに返還するものとする。